

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物処理施設の譲受け等	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第15条の4の許可等の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （産業廃棄物処理施設の譲受け等） 第15条の4（関連事項要旨） 産業廃棄物施設の許可を受けた者から当該許可に係る産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、許可を受けなければならない。 法人の合併の場合又は分割の場合において当該合併又は分割について認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請） 第12条の11の12第2項（関連事項要旨） 2 第1号から第11号までの規定に掲げる書類による。</p> <p>（合併又は分割の認可の申請） 第12条の11の13（関連事項要旨） 2 第1号から第3号までの規定に掲げる書類による。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月
	標準処理期間を設定できない理由	